

東広島市民間産業用地開発助成金
申請要領

令和 7 年 3 月

東広島市

東広島市民間産業用地開発助成金 申請要領

1 事業の目的

本市では「第五次東広島市総合計画」に掲げる産業集積の推進を図るため、企業誘致の取組を進めている。企業の大型投資による経済波及効果や高度人材の流入などは、本市の更なる発展に向けた成長エンジンとなるものであり、こうした企業投資の受皿となる産業用地の確保を推進していくこととしている。

本事業は、産業集積推進に係る事業の一環として、民間の活力を生かした産業用地整備を促進するため、「東広島市民間産業用地開発助成金交付要綱」に基づき事業の指定を受けた民間事業者（以下、「事業者」という。）に対し支援を行うものである。

2 事業の指定申請要件

- (1) 対象地域 東広島市内で実施する事業であること。
- (2) 開発計画 複数社への分譲を予定している事業であること。
- (3) その他
 - ア 開発に必要な事項について届出し、又は許認可を取得していること。
 - イ 市税を滞納していないこと。
 - ウ 事業者又はその役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - エ 公序良俗に反する事業その他支援の対象として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者でないこと。
 - オ 対象事業に係る土地において、既に同一の開発行為を行い、助成金の交付を受けていないこと。
 - カ 本市が求める報告の他、本市が行う調査等に協力すること。

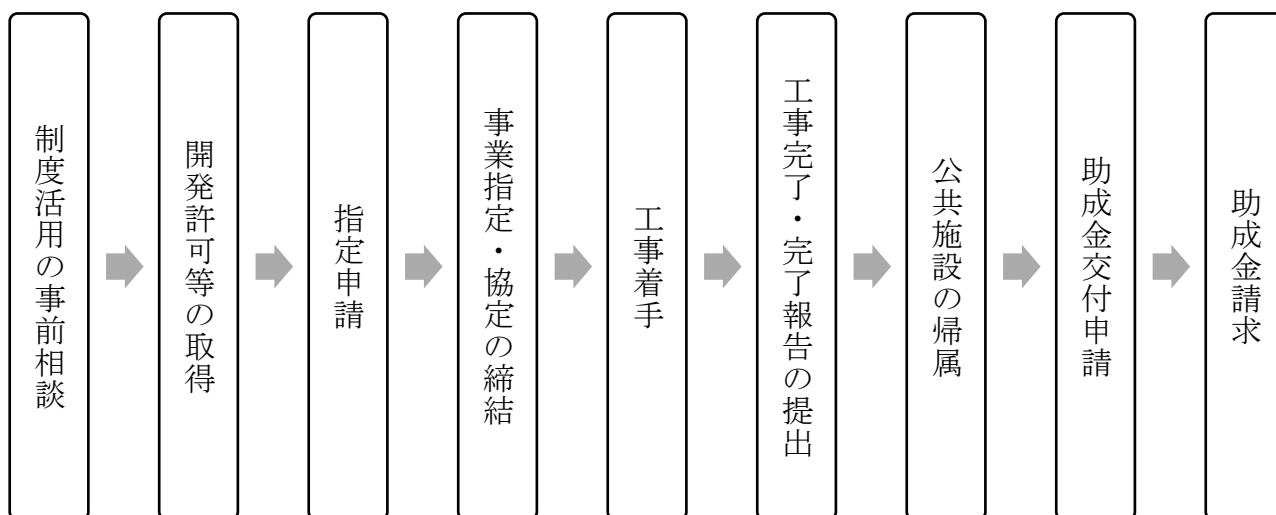
3 支援内容

- (1) 指定を受けて対象事業を行った事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

交付対象および交付額
【交付対象】 ・産業用地及びその周辺のインフラ整備（整備後、市に帰属する「道路」「水道施設」「排水施設」）に係る費用
【交付額】 ・「事業者が整備に要した費用」と「交付上限額」のいずれか低い額
【交付上限額】 ・産業用地の分譲地面積1ヘクタール当たり3,500万円 ・産業用地1か所あたり1億7,500万円

- (2) 指定事業者が立地企業を募集する際に、市も連携して立地企業の公募を行うなど立地企業の確保を行う。

4 事業の進め方



- (1) 指定申請から事業指定まで

ア 制度の活用にあたっては、事前に東広島市（産業振興課）へ相談を行うこと。

イ 指定申請にあたっては、関係機関や関係権利者との調整が完了し、開発に必要な届出その他手続きが完了していなければならない。

ウ 事業指定を希望する事業者は、開発工事着工日前日までに指定申請書に必要な添付資料を添えて指定申請を行う。

エ 市長は申請内容が適当であると認めた時は支援対象に指定する。

(2) 事業指定から工事完了まで

ア 事業者は指定を受けた後、速やかに市と開発事業工程や要綱の遵守、災害防止及び環境保全、企業誘致等の事項に関して協議を行い、その内容について協定を締結するものとする。なお、事業を廃止する又は指定事業者が指定を取り消された場合、協定はその効力を失うものとする。

イ 事業者は協定書の締結後、速やかに協定書の内容に基づき開発工事に着手するものとする。

ウ 事業者は開発工事の完了後、速やかに各種手続き（公共施設に係る帰属手続き、事業完了書の提出等）を行うものとする。

(3) 工事完了から助成金の交付まで

ア 指定事業者は、開発工事を完了し公共施設の帰属手續完了後に、申請書に必要な添付資料を添えて交付申請を行う。

イ 市長は申請内容が適当であると認めた時は助成金の交付を決定する。

(4) 企業誘致に関する支援について

ア 指定事業者は、早期の分譲地売却を図るべく企業誘致に努めることとする。

イ 企業誘致にあたっては、協定書の内容に基づき、市も連携して企業誘致を行うこととする。

5 指定申請方法

事業の指定を希望する事業者は、開発に必要な事項について届出し、又は許可を取得した後、開発工事着工日前日までに「東広島市民間産業用地開発助成金指定申請書」に次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 提出書類

ア 事業者の本店又は主たる事務所若しくは事業所の名称及び所在地並びに当該事業者が行う事業の内容を確認することができる書類

イ 事業者に係る登記事項証明書（申請をする日以前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 対象事業の実施方針、場所、工程及び対象事業に要する費用の内訳を記載した事業計画書

エ 公共施設を整備する場所、工程、整備に係る工事の数量及び当該整備に係る工事に要する費用の内訳を記載した書類

オ 公共施設の平面図その他の図面

カ 分譲地（分譲地の区域内に緑地が含まれる場合には、当該緑地を含む。）、緑地（分譲地の区域内に緑地が含まれる場合には、当該緑地を除く。）、道路、配水施設及び排水路その他の排水施設の配置を明らかにする図面

キ 対象事業に係る土地の公図及び現況写真並びに登記事項証明書

ク 対象事業に係る開発行為について都市計画法その他の法律並びにこれに基づく命令及び条例に定められたところにより必要な許可若しくは認可を受け、又は届出をしていることを確認することができる書類

ケ 対象事業に係る事業収支計画書

コ 申請をする日が属する事業年度前３事業年度分の決算書の写し

サ 市税の滞納が無いことを証する書類

シ 誓約書

ス アからシまでに掲げるもののほか、市長が対象事業の指定に関し必要と認める書類

(2) 提出先（担当部署）

広島県東広島市産業部産業振興課企業立地推進室企業共創推進係

〒739－8601 広島県東広島市西条栄町8－29

電話 082－420－0921

ファックス 082－422－5805

電子メール hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp

6 指定申請にあたっての留意事項

(1) 開発に必要な許認可にあたっては、関係法令等との整合性を図る必要があるため、事前に関係機関と協議を行うこと。

(2) 産業用地開発支援事業の指定を希望する事業者が行う事業計画等の必要書類の作成及び提出に関する諸費用、その他一切の費用については、市はこれを負担しない。

7 関係法令等の遵守

指定事業者は、本要領に定められた事項のほか、東広島市民間産業用地開発助成金交付要綱及び関係する法令等を遵守すること。